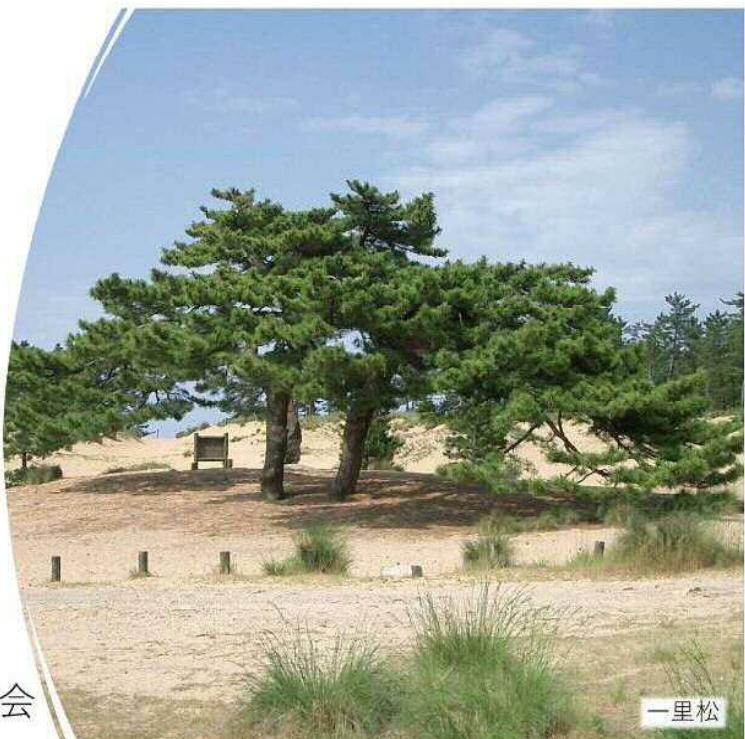


鳥取市自然保護及び 環境保全条例の 一部改正について

令和 7 年 12 月 25 日
第 4 回鳥取市環境審議会



-1-



本日の議題

- 1 保存樹木指定制度の概要
- 2 保存樹木の状況及び課題
- 3 鳥取市保存樹木の倒木
- 4 条例の一部改正について

-2-

1 保存樹木指定制度の概要

【事業の目的及び効果】

良好な自然環境の確保及び地域の美観風致を維持する。
みかんじょうじ

【事業の経過及び背景】

鳥取市自然保護及び環境保全条例に基づき、保護地区、保存樹木等について、昭和53年から指定を行っており、現在26か所指定している。

【事業の内容・実績】

表示看板等の修繕取替
指定保存樹木等管理謝礼 (6,000円×26か所)
指定保存樹木保全補助金
令和5年度 768千円
令和6年度 233千円
令和7年度 736千円 (見込)



-3-

2 保存樹木の現状及び課題

○高樹齢化に伴う腐朽

树木の状態把握が不十分で危機管理上必要な措置が適切に行えない

○指定解除について明確な規定がない

解除には審議会の諮問が必須であり、指定解除後でなければ伐採不可
保存樹の資質である「良好な自然環境の確保及び地域の美観風致を維持するため保存することを必要と認める樹木」としての価値を既に失った樹木（病気等で回復の見込みがない、既に大部分が滅失している等）も指定されたままとなっている



○樹木医診断の積極的活用

鳥取市指定保護地区及び保存樹木等保全事業補助金交付要綱を改正し、令和7年度より樹木医診断及び治療に係る経費も補助できる制度として運用開始。まずは適切な状態把握を促し、措置を行うよう促す。

○鳥取市自然保護及び環境保全条例を一部改正

指定解除の条件を明確化し、条件に該当すれば審議会に意見を伺うことなく速やかに解除できる。



長田神社のケヤキ

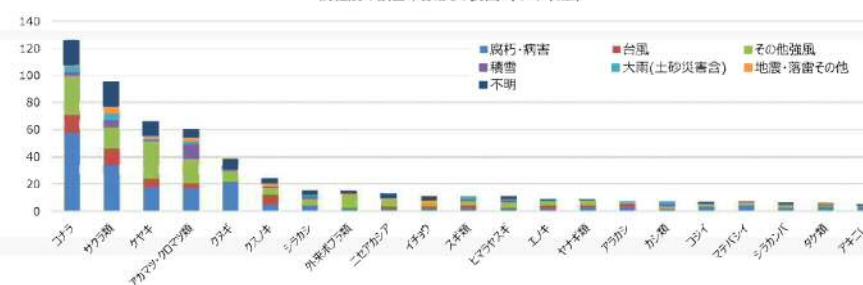
-4-

令和3年4月1日～令和6年11月7日（調査時点）に発生した樹木の倒木等の事故発生状況

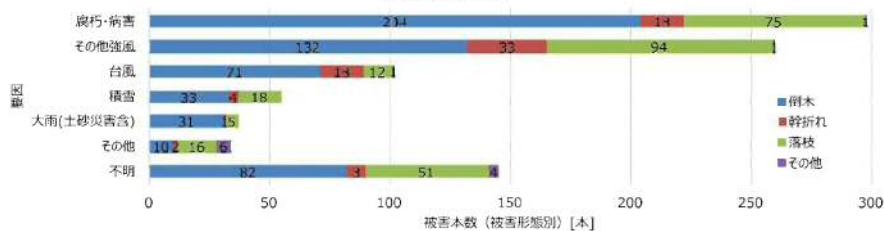
調査結果① 公園樹木の倒木等発生状況（2）



樹種別の被害本数とその要因（5本以上）

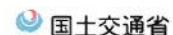


被害形態とその要因



-5-

公園樹木の主な事故事例



強風による被害の例

- 種別：倒木
- 樹種：ヒマラヤスギ
- 樹高：16 m
- 幹周：230 cm
- 公園種別：街区公園



強風で倒れたヒマラヤスギの木
樹木が倒れ、電線引込柱を倒壊

強風による被害の例

- 種別：落枝
- 樹種：ケヤキ
- 樹高：15 m
- 幹周：263 cm
- 公園種別：近隣公園



強風でケヤキの大枝が落し
公園内の施設を損傷

腐朽・病害による被害の例

- 種別：倒木
- 樹種：コナラ
- 樹高：7 m
- 幹周：187 cm
- 公園種別：特殊公園



ナラ枯れで枯死したコナラの幹が倒れて倒木
ナラ枯れの症状も見られた

腐朽・病害による被害の例

- 種別：倒木
- 樹種：クヌギ
- 樹高：10 m
- 幹周：100 cm
- 公園種別：近隣公園



病害によりキノコが発生したクヌギ
周辺への倒木により歩道の破壊及び歩行者受傷

-6-

植栽高木137本に異常

県道での倒木事故受け県が調査

年度内めどに順次伐採

A large tree with a thick trunk and dense canopy, standing in a residential area. A yellow sign is attached to a post near the base of the tree, and a street sign is visible in the background. The sky is overcast.

根元にキノコの繁殖が見られ、伐採が決まったケヤキ=4日、米子古新聞6丁目

-7-

3 鳥取市保存樹木の倒木

「下味野神社の榎」

指定年度：昭和53年

樹種：エノキ

樹齡 : 460年

樹高 : 17.8m

所在地：下味野161-



-8-

○令和5年7月25日(火)10時頃 下味野区長より連絡

榎の1/2程度が倒木したと通報が入る。原因は経年による腐食と想定された。
残存する部分の幹に大きな割れ目があることから、再度倒木する可能性が極めて高いと想定された。



-9-

○地元での協議の上、補助金を活用した保存措置を行う方針を決定

管理者および下味野を含めた4区長で協議の上、**残存部分の保存**に向け、腐食部分の伐採措置を行うことを決定。8月10日(金)付で、管理者の下味野神社より補助金交付申請書が提出された。

○令和5年8月13日(日)16時頃 残存する榎が倒木と連絡

補助金交付決定後に伐採予定だった榎の約1/2が倒木し、檜及び石灯籠の1本が全壊。倒木した方向により、隣家には一切影響なし。同日、地域の祭で本神社に人が集まる予定だったが、幸い集合時間より前に倒木したため怪我人はなかった。



-10-

○令和5年8月22日（火）～24日（木） 伐採、倒木撤去作業

残存部分について予定通り作業が行われ、「保全事業」として補助金を交付。

○令和7年7月頃 樹木医による残存部分の診断及びカルテ作成

診断内容は「祠周囲の樹幹板根部分が腐朽崩壊している」「コンクリート詰めをしても樹幹と馴染まないため腐朽崩落は続く」「樹幹株からの萌芽枝は楓ではなく欅」「内側主幹が腐朽しており、肥大成長できるかは不明」といった内容だった。

○令和7年12月現在 現在も指定された状態となっている



-11-

本事例における問題点と改善策

1 倒木リスクの事前把握及び予防措置が不十分

↳ 適切なタイミングで樹木医診断を受けること、診断結果に応じて適切な保全措置を行うこと

2 残存部分への措置まで時間がかかり、2度目の倒木が発生し被害が拡大

↳ 事務処理の過程を見直し、二次災害が発生しないよう迅速な対応をすること

3 指定保存樹として資質を既に失っているにも関わらず、現在も指定されたままの状態

↳ 指定解除の条件を明確化し、曖昧な状態で指定を継続しないこと

2及び3の改善策である

「事務処理の迅速化」「指定解除条件の明確化」

を実行するために必要な条例改正を行う

-12-

4 条例の一部改正について

①指定解除に関する条文を追加

(指定の解除)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保存樹木等の指定を解除するものとする。

(1) 保存樹木等に損傷、滅失、その他重大な異変が発生したとき。

(2) 所有者等から指定解除の申し出があったとき。

(3) その他公益上特に必要があると認めるとき。

2 前項の指定を解除したときは、速やかに所有者等に通知しなければならない。



○ 指定解除条件を明確化し、該当すれば**審議会の意見なく解除**する

○ 迅速に解除することで、伐採等の**安全措置に円滑に移行**できる

※樹木を毀損する行為は原則禁止されているため、解除後の伐採となる

○ 「その他重大な異変」とは樹木の病気や枯死、腐朽、空洞化等により**回復の見込みがない状態**となったときを指す



聖神社社叢（イチョウ）

-13-

②①追加に伴う第13条第3項及び4項の変更

(保護地区及び保存樹木等の指定等)

第13条

3 市長は、前2項の指定をしようとするときは、**あらかじめその権利者等の意見を徴し、鳥取市環境審議会の意見を聴かなければならぬ**。また、当該保護地区及び保存樹木等の指定を変更し、又は解除しようとするときも同様とする。

4 第9条第3項の規定は、前3項に掲げる指定、変更又は解除について準用する



○ 指定解除には**権利者と審議会の意見を聞くことが必須**であった

○ ①の解除条項追加に伴い、上記の通り変更する

○ 指定、変更についてはこれまで通りの運用とする



卯垣神社社叢

-14-

(改正案)

○鳥取市自然保護及び環境保全条例(抜粋)

昭和47年10月13日
鳥取市条例第29号

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 都市の緑化(第7条—第11条)
- 第3章 自然の保護(第12条—第15条)
- 第4章 生活環境の保全(第16条—第22条の2)
- 第5章 環境保全の措置(第23条—第26条)
- 第6章 雜則(第27条・第28条)

附則

(目次…一部改正〔平成22年条例40号〕)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民が健康で快適な生活を営むため、自然の保護と生活環境の保全に関し必要な事項を定め、市、市民及び事業者が協力し、一体となって現在及び将来における良好な環境の確保に努め、自然に恵まれたうるおいあるまちづくりに寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、自然の保護と生活環境の保全について良好な環境を確保するための総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、常に自然を愛し、日常生活を緑にみちたうるおいのあるものにし、自然及び生活環境を損なうことのないよう進んでその整備に努めるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

第3章 自然の保護

(保護地区及び保存樹木等の指定等)

第13条 市長は、特に良好な自然環境を保護する必要があると認めるときは、次に掲げる区分により保護すべき地区等(以下「保護地区」という。)を指定することができる。

- (1) 自然緑地保護地区 原生林及び自然を残すために必要な地区
- (2) 景観保護地区 景勝地等市域内に自然風物を残すために保護することが必要な地区
- (3) 動植物保護地区 野生動物の生息地又は野生植物の生育地であって、これらの保護又は繁殖を図るため必要な動植物とその地区

- 2 市長は、良好な自然環境の確保及び地域の美観風致を維持するため保存することを必要と認める樹木又は樹木の集団を保存樹木又は保存樹林(以下「保存樹木等」という。)として指定することができる。
- 3 市長は、前2項の指定をしようとするときは、あらかじめその権利者等の意見を徵し、鳥取市環境審議会の意見を聴かなければならない。また、当該保護地区及び保存樹木等の指定を変更し、又は解除しようとするときも同様とする。
- 4 第9条第3項の規定は、前3項に掲げる指定、変更又は解除について準用する。

(1項…一部改正〔平成12年条例8号〕、3項…一部改正〔平成22年条例40号〕)

(保護地区及び保存樹木等の保全)

- 第14条 市長は、指定した保護地区及び保存樹木等の保全について必要と認めるときは、適切な保全措置を講じるものとする。
- 2 指定された保護地区及び保存樹木等の権利者等は、その土地、樹木及び動植物を常に良好な状態の保全に留意しなければならない。
 - 3 市長は、指定した保護地区及び保存樹木等の保全のため、自然保護協力員をおくことができる。

(保護地区の行為の制限)

- 第15条 何人も自然緑地保護地区及び景観保護地区において現状を破壊し、又は樹木のき損、伐採等その自然を損なう行為をしてはならない。
- 2 何人も動植物保護地区において、保護動植物の捕獲、採取、き損又はその卵を採取してはならない。
 - 3 この条の制限行為で市長の許可を得たものは、この限りでない。
 - 4 次に掲げる行為については、前3項の規定は適用しない。
 - (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - (2) 通常の管理行為又は軽易な行為で保護地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもの
 - (3) その規模が規則で定める基準を超えない建築物その他の工作物の新增改築
- (3項…一部改正〔平成12年条例8号〕)

(指定の解除)

- 第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保存樹木等の指定を解除するものとする。
- (1) 保存樹木等に損傷、滅失、その他重大な異変が発生したとき。
 - (2) 所有者等から指定解除の申し出があったとき。
 - (3) その他公益上特に必要があると認めるとき。
- 2 前項の指定を解除したときは、速やかに所有者等に通知しなければならない。